



平成21年5月20日

各 位

会社名 ネポン株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 代表執行役員 福田 晴久
(コード番号 7985 東証第2部)
問合せ先 執行役員総務本部長 渡辺 清
(TEL. 046-247-3112)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 目的の変更

当社の事業内容をより明確にするため、および事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。

(2) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）が平成21年1月5日に施行され、上場の株式は株式振替制度に一斉移行（いわゆる電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除などの所要の変更を行うものであり、また株券喪失登録簿については決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第6条（株券の発行）の規定につきましては、決済合理化法第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商号) (条文省略)	第 1 条 (商号) (現行どおり)
第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 合成樹脂製品の仕入・製造・販売 2. 金属製品の仕入・製造・販売	第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ~15. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 木製品の仕入・製造・販売</p> <p>4. 陶磁器製品の仕入・製造・販売</p> <p>5. 農業施設および農業施設工事の設計・施工</p> <p>6. 建設工事、電気工事および消防施設工事の設計・施工</p> <p>7. 生鮮、冷凍、加工食品、茶類、清涼飲料水の製造、販売および輸出入</p> <p>8. 飲食店の運営、管理</p> <p>9. インターネットを利用した通信販売業および情報提供の仲介</p> <p>10. バイオ関連製品の仲介、斡旋、製造、販売および輸出入</p> <p>11. 動産、不動産のリース、レンタルおよびその仲介業</p> <p>12. 損害保険代理業およびその他保険媒介代理業</p> <p>13. 防災関連商品の製造、販売</p> <p>14. 福祉関連商品の製造、販売</p> <p>15. 防災、福祉関連施設の運営、管理</p> <p>16. 前各号に関連するコンサルティング業務</p> <p>17. 前各号に関連する一切の事業の経営および投資 (新設)</p>	<p>16. <u>前各号の製品に付随する製品、部品等の仕入・製造・販売</u></p> <p>17. <u>前各号に関連するコンサルティング業務</u></p> <p>18. <u>前各号に関連する一切の事業の経営および投資</u></p>
<p>第3条～第4条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第5条 (発行可能株式総数) (条文省略)</p>	<p>第5条 (発行可能株式総数) (現行どおり)</p>
<p><u>第6条 (株券の発行)</u> <u>当社は、取締役会の定める株式取扱規則に定めるところにより、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (自己の株式の取得) (条文省略)</p>	<p>第6条 (自己の株式の取得) (現行どおり)</p>
<p>第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 1. 当社の単元株式数は1,000株とする。 2. <u>当社は、単元株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。(以下「単元未満株式」という。)</u></p>	<p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は1,000株とする。 (削除)</p>
<p>第9条 (単元未満株主の権利) 1.～3. (条文省略)</p>	<p>第8条 (単元未満株主の権利) 1.～3. (現行どおり)</p>
<p>第10条 (株式の取扱い) 当社の株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取請求の取扱い</u>その他株式に関する手続きおよび手数料等については取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第9条 (株式の取扱い) 当社の株式の名義書換、質権の登録またはその抹消、単元未満株式の買取請求の取扱いその他株式に関する手続きおよび手数料等については取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>第11条 (株主名簿管理人) 1.～2. (条文省略)</p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) 1.～2. (現行どおり)</p>
<p>3. <u>当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という)ならびに株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱いその他株式に関する事務はすべて株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条 (基準日) 1. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時総会において権利を行使すべき株主とみなす。 2. (条文省略)</p>	<p>第11条 (基準日) 1. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時総会において権利を行使すべき株主とみなす。 2. (現行どおり)</p>
<p>第13条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条（剰余金の配当ならびに中間配当）</p> <p>1. 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>2. 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>3. ～ 4. （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第39条（剰余金の配当ならびに中間配当）</p> <p>1. 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>2. 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>3. ～ 4. （現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日翌日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

3. 日程

定時株主総会開催日	平成21年6月26日
効力発生日	平成21年6月26日

以上